

2025 年度募集 出資と分配の概要説明

- 競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法
- 賞金等運用収入の分配方法

競走馬出資金・維持費出資金等のお支払い方法

入会金

新たに会員になられた方は、出資契約の成立をもって入会金 11,000 円 (消費税込、以下同)が必要となりますので、競走馬出資金とともにお振込みいただきます。

競走馬出資金

- ・ 一括払い…新たに会員になられた方は精算書に記載されている期日までに振込みの方法で、それ以外の方 は精算書に記載されている日に自動振替でお支払いいただきます。
- ・分割払い…11 月より 7 回分割払い(新たに会員になられた方は初回納入金のみ振込み)とし、以後毎月 27 日(金融機関休業日の場合は翌営業日、以下同)に自動振替させていただきます。なお 1 次先行募集に おいて総口数の 20%(100 口)については、10 口単位での販売を行っており、分割払いは 1 次先行募集に おいて 1 頭につき 10 口出資時のみとなります。詳しくは募集馬カタログをご確認ください。

月会費

2022 年度募集以降の保有口数が①10 口以上の会員(プレミアム会員)1 名あたり 2,980 円、②5 口以上 10 口未満の会員(シルバー会員)1 名あたり 2,480 円、③1 口以上 5 口未満の会員(ホワイト会員)1 名あたり 1,980 円を月会費として入会の翌月より自動振替にてお支払いいただきます。追加出資、引退等により 2022 年度募集以降の保有口数に変動があった場合は、上記①~③の口数に応じた会費となります(保有口数の減数により会費の変更が生じる場合、運用終了精算分配が完了した翌月から、出資口数に応じた会費となります)。また、2021 年度募集の保有口数は上記に含みません。ただし、2021 年度募集馬を保有されている会員は、2022 年度以降の募集による会費価格と 2021 年度募集による会費価格の高い会費をお支払いいただくことになります。

維持費出資金

この出資金は、出資馬の飼養管理費用(育成費・厩舎預託料・各種登録料・治療費・輸送費等。以下「維持費」といいます)に相当するものです。これら維持費は、2歳1月1日から会員の方にご負担いただくことになります。まず、維持費出資金の初回金として、1口当たり2,000円(1頭当たり100万円)を2026年1月27日にお支払いいただきます。これはその後の費用出費に備えるもので、クラブ法人は毎月生じる維持費をこの初回金の内から出費し会員の方には出費により減じた不足額を毎月お支払いいただきます。したがいまして、2026年2月以降引退時までの毎月、維持費実費相当額を「維持費出資金」としてお支払いいただくことになり、お支払い額は毎月一定でなく変動します。なお、初回金は運用終了精算時にご返金の対象となり

ます。

保険料出資金

年1回、毎年12月27日の自動振替でお支払いいただきます。

- 1. 出資馬は、2歳1月より競走馬保険(死亡保険)に加入します。本年募集馬は2026年1月1日より保険加入となります。
- 2. 2 歳馬の場合、競走馬出資金(募集価格)の 100%を保険加入額とし、保険料はその 3%の予定です(3 歳以後の加入額は年齢変動制)。
- 3. 毎年、12 月 27 日の自動振替にて翌年度分(1 月 1 日から 1 年分)の保険料出資金をお支払いいただきます。
- 4. 出資馬に不慮の死亡事故が起こった場合は、保険会社から支給された保険金を口数に応じて分配します。 出資馬に対する補填は保険金の分配をもって完了とします。(死亡した場合以外の特約保険金給付など、詳細 については別紙2をご覧ください)

お支払方法とタイムテーブル

いずれも毎月事前に精算書を発行し、お届けの預金口座より自動振替させていただきます。振替日は毎月 27 日です。必ず、前日までに貴口座にご入金願います。(自動振替登録手続未了の場合は翌月 10 日必着で クラブ指定口座にお振込みいただきます)

2025年10月に出資契約が成立、一括払い、及び自動振替登録が完了したケース

2025年11月	競走馬出資金
2025年12月29日	保険料出資金
2026年1月27日	維持費出資金(初回金)※初回金は運用終了時のご返金対象となります。
2026年2月27日以降	維持費出資金※実費相当額で、以後毎月変動します。

預金口座振替のご注意事項――

・ 競走馬出資金、維持費出資金、月会費等のお支払いは毎月27日に貴口座より自動振替させていただきます。銀行の事務処理の関係により、27日当日にご入金いただいても自動振替ができない場合もありますので、必ず前日までにご入金されるようお願いいたします。

- ・ 預金不足等で 27 日に自動振替ができなかった場合は、クラブ指定口座に翌月 10 日までに到着するようお振込ください。翌月 10 日までにご送金いただけませんと、翌月 25 日にお受け取りの賞金等分配金がある場合には延期させていただくことになりますのでご承知おきください。
- ・ クラブにて振替結果が明らかになるのは、毎月5日前後となっております。それ以前にお問合せいただい ても分かりかねますので、お手数ですが、お取り扱い金融機関にてご確認くださいますようお願いいたし ます。

賞金等運用収入の分配方法

競走用馬ファンドは、会員の方と愛馬会法人、愛馬会法人とクラブ法人がそれぞれ匿名組合契約を締結します。会員の方が基本的な収入となる賞金を受取るまでには、次のような源泉徴収が行われます。

- ① 日本中央競馬会(JRA)等競馬主催者がクラブ法人に賞金を支払う際の源泉徴収※ 算式: {賞金-(賞金×0.2+60 万円)} ×10.21%
- ② クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の源泉徴収
- ③ 愛馬会法人が会員の方に分配する際の源泉徴収 ※②と③については、匿名組合契約のため、利益分配の際 20.42%の源泉徴収所得税がかかります。
- ★ ①②で控除された源泉徴収所得税は、これに相当する金額を翌年 4月 25 日に会員の方に分配します。 当クラブでは、上記①②の源泉徴収所得税は、各法人がそれぞれ決算にて精算し、当年分を翌年 4月 25 日に会員の方に「JRA源泉精算金」、「クラブ法人源泉精算金」として分配します。したがいまして、賞金からこれらの源泉徴収がなされている場合、会員の方には、出走の翌月 25 日に源泉徴収後の賞金を「月次分配」として、そして翌年 4月 25 日に①と②の源泉精算金を「年次分配」として、それぞれお受け取りいただくことになります。
- ★ ③の源泉徴収所得税は、分配金すべてが課税対象となるわけではなく、出資金の返還(出資返戻金)として扱われる金額については課税されない仕組みとなっています。

会員の方への分配金は、分配の際「出資返戻金」と「利益」に区分計算し、出資返戻金を除いた「利益」の みに対して源泉徴収されることになりますので、源泉徴収所得税は、必ずしも分配金の 20.42%とは限らず、 課税対象とならない場合もあります(出資返戻金については後述【2.(2)】をご参照ください)。

1. 本商品投資契約の利益分配方法

本商品投資契約は、出資馬が獲得した賞金等収入を、以下のとおり①月次分配、②年次分配、③運用終了(引退)精算分配の方法により、会員の方に分配します。

- (1) 月次分配・年次分配・運用終了(引退)精算分配
 - ① 月次分配
 - ・ 賞金(特別出走手当を含む)

出走した日の原則翌月25日にお支払いします。賞金に係る分配金の計算方法は、【後述(2)】のとおりです。

· 賞品売却分配金 (消費税抜)、事故見舞金、競走取りやめ交付金、特約保険金(手術費用特約・屈腱炎 見舞金特約)

受領のつど、翌月25日にお支払いします。但し、引退に基づく給付等については、③運用終了(引退)精算分配としてお支払いします。

② 年次分配

計算期間は12月1日から11月30日までの1年間とします。賞金等を月次分配する際控除された以下の源泉徴収所得税を、当該計算期間終了後の翌年4月25日にお支払いします。

・ JRA源泉精算金【後述(2)をご参照ください】

JRA等競馬主催者の行った源泉徴収所得税をクラブ法人の決算にて精算して4月25日に会員の方に 分配します。

・ クラブ法人源泉精算金【後述(2)をご参照ください】

クラブ法人の行った源泉徴収所得税を愛馬会法人の決算にて精算して 4 月 25 日に会員の方に分配します。

③ 運用終了(引退)精算分配

出資馬の運用終了(引退)に際して、最後にお支払いいただく維持費出資金の自動振替月の25日にお支払いします。

- ・ 競走馬登録抹消給付金と同付加金・売却代金 (消費税抜:牝馬の場合の買戻し代金含む)・保険金・保 険料解約返戻金等
- ・ 年次分配を予定していた分配金の繰り上げお支払い
- · 消費税精算金

賞金等収入と、馬代金・進上金・預託費等の消費税を精算します。結果的には、競走馬の購入及び、 運用終了までに要した預託料等維持経費に係る消費税の合計額をお受け取りいただく計算となります (但し、税制に従い減額されることがあります。)。

・ 維持費出資金の初回金のご返金

いずれの分配も、分配期日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。分配は、収入を得た場合に行われますので、①②③は必ずしも予定されたものではありません。地方競馬にて運用される場合の賞金体系等については各主催者にて独自に定められていますが、本欄に準拠し分配を行います

(2) 賞金の月次分配方法

※ここでの「賞金」とは、本賞金のほか、出走奨励金等諸手当を含みます。

クラブ法人は、賞金(a)から以下に掲載の(b)(c)が控除されたうえ JRA等競馬主催者から賞金を受領します。

クラブ法人は、(d)(e)(f)を控除して愛馬会法人に分配します。愛馬会法人は(g)を控除した上で(h)の源泉徴収を行い、会員の方に分配します。

(a) 賞金 (特別出走手当含む)							
(b) 進上金 ※1 ※5	【賞金の 20%、障害の場合 22%】						
(c) JRA の行う源泉徴収所得税 ※2 ※4	【前述「(1) ②」により年次分配します】						
(d) 賞金の消費税 ※5	【(賞金-進上金) ×10/110】						
(e) 営業者報酬 (クラブ法人営業経費)	【賞金(特別出走手当を除く。税込)の 2%】						
(f) クラブ法人の行う源泉徴収取得税 ※3 ※4	【前述「(1)②」により年次分配します】						
(g) 営業者報酬 (愛馬会法人営業経費)	【賞金(特別出走手当を除く。税込)の 3%】						
(h) 会員の方の利益の源泉徴収所得税 ※4	【後述「2. (1) (2)」をご参照ください】						

- ※1 進上金: JRAでは調教師 10%、騎手・厩務員に5%(障害競走に限って騎手は7%)と規定されています。また、特別出走手当に進上金はかかりません。
- ※2 JRAの源泉徴収: JRA等競馬主催者がクラブ法人に支払う際の源泉徴収所得税。以下の式により、 総賞金が75 万円を超えた場合に課税となります。

※算式:{賞金-(賞金×0.2+60万円)} ×10.21%

- ※3 クラブ法人の源泉徴収: クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の源泉徴収所得税。クラブ法人と愛馬会法人が交わす競走馬の現物出資は匿名組合契約と定められており、匿名組合の利益分配に係る源泉徴収(20.42%)の課税対象となります。この税額計算では、(h)と同様【後述 2.(2)】の「出資返戻金と利益分配額の区分方法」を用います。
- ※4 源泉徴収では、東日本大震災復興に関わる復興特別所得税(源泉徴収すべき所得税の 2.1%)がいずれの場合も含まれます。
- ※5 JRA以外の外国人騎手(消費税法において「国外事業者」の扱いを受けます)が騎乗した場合においても、上記と同様の分配事務となります。

※6

<JRA の賞金体系について>

日本の中央競馬の賞金体系は世界一といわれています。1 着本賞金 5 億円のジャパンカップ、有馬記念をはじめ、日本ダービー、天皇賞[春・秋]宝塚記念、大阪杯(3 億円)など、1 着本賞金 2,900 万円以上の重賞レースだけでも年間 139 レース。そのほか一般のレースにおいても最低でも 1 着本賞金 560 万円が交付されます。また、2 着以下に対しても次の割合で賞金が交付されます(出走奨励金の 10 着は重賞競走及び平地オープン競走の場合のみ)。

本賞金					出走奨励金					
着順	1着	2着	3 着	4着	5 着	6着	7着	8着	9着	10 着
1着賞金に対する割合	100%	40%	25%	15%	10%	8%	7%	6%	4%	2%

上記以外にも、次のような賞金、手当が交付されます。

①距離別出走奨励賞 ②内国産馬所有奨励賞 ③付加賞 ④特別出走手当

さらに、競走馬が骨折などで 3 ヵ月以上休養する場合などにも程度に応じて 200 万円~685 万円の事故見舞 金が支給されます。

2. 利益分配額に係る源泉徴収所得税および、出資返戻金と利益分配額の計算

(1) 利益分配額に係る源泉徴収所得税

匿名組合の利益分配額からは 20%(復興特別所得税を含めると 20.42%)の源泉徴収所得税が控除されます。分配金は、次に掲げる(2)の計算により出資返戻金を算出し、出資返戻金と利益分配額に区分します。 出資返戻金を超える分配金は、匿名組合の利益分配額となります。分配金が出資返戻金内に収まる場合は、源泉徴収所得税は課されません。

(2) 出資返戻金の計算方法

当該計算期間の期首(12月1日)から賞金等を獲得した日の属する月までに確定している当期の減価償却費相当額(※)・維持費出資金(初回金を含む)・保険料出資金等は、「出資返戻金」として扱われます(出資返戻金は、出資を返戻するつど減少し、新たな月を迎えて増加する仕組みとなります)。また、前計算期間末までの損失についても、当該計算期間の「出資返戻金」となります。

※減価償却費(1ヵ月分) =(「競走馬の出資金」+「2 歳 1~3 月の預託料」)×100/110×1/48

3. 所得の計算期間と所得区分

計算期間内〔12月1日から11月30日〕に出走するなどして得た当該出資馬の利益分配額は、会員の方の当期所得となります。会員の方が個人の場合の所得区分は雑所得となりますので、雑所得が赤字となる場合、事業所得など他の所得と通算することはできません。また、計算期間に生じた当該出資馬の損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により補填されるまで繰越します。会員の方が法人の場合は会員規約に記載いたしております。

★ 消費税率は2025年9月現在のもので、法改正に応じて変更となります。